

水道・下水道の使用に関する 各種手続きについて

水道(以下、下水道も含む)の使用を開始・中止する場合は、町への届け出が必要で

- ・各種届出様式は町HPからダウンロードまたは問い合わせ先窓口にあります。

使用を開始する時

止水栓の開栓の際は、必ず使用者の立ち会いをお願いしています。開栓は屋外での作業となりますので、建物内の管理は使用者自身で行ってください。

【注意事項】

- ・使用開始当日に届け出がなされた場合、対応できない場合があります。
- ・「使用開始届」を提出せずに水道の使用を開始した場合は、条例に基づき認定した水道料金を納めていただきます。また、場合によっては罰則を科されることもありますので、必ず届け出をしてください。

使用を中止する時

水道の使用を中止する場合は、「使用中止届」の提出が必要です。

閉栓時は、使用者の立ち会いが必要ありません。

【注意事項】

- ・水道の使用を中止しても、中止の届け出がない場合は、基本料金がかかり続けることとなりますので、必ず届け出をしてください。
- ・長期間留守にするなどで一時中止した場合は、再開の手続きが必要となります。

使用者等が変わる時

水道の使用者、支払方法、料金請求書等の送付先が変わる場合は、「使用者変更届」の提出が必要です。

支払い方法について

- ・納付書によるお支払いと口座引落があります。
- ①納付書は、毎月7日頃に送付しますので納期限までにお支払いください。
- ②口座引落は、毎月25日以前分の料金を引き落としします。口座引落手続きは、次の窓口で手続きできます。

- ・町内の各金融機関(ひやま漁協を除く)
- ・環境水道課業務係
- ・熊石総合支所地域振興課
- ・落部支所
- ・ゆうちょ銀行

※ゆうちょ銀行については、直接窓口にて提出してください。

届け出の受付時間

使用の開始は、持参の他、郵送またはFAXでも届け出ができます。なお、使用の中止・使用者等の変更をする場合は、電話でも可能です。

- ・平日(土日祝祭日、年末年始を除く)
午前8時30分～午後5時15分
- ※開栓作業は午前9時～午後5時の間となります。

【問い合わせ先】

- ・環境水道課業務係
☎0137-263-2020
☎0137-622-2120
- ・熊石総合支所地域振興課
☎01398-2-3111
☎01398-2-3230

公的個人認証システム の更改造業による運用 停止について

全国的に公的個人認証システムの更改造業が行われるため、期間中はマイナンバーカードの一部の業務が実施できません。ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

【作業期間】

4月29日(土)～5月7日(日)

【窓口での影響】

- ▽実施できない業務
- ・電子証明書の発行・更新・失効
- ・住所や氏名変更などに伴う電子証明書券面事項更新
- ・暗証番号を忘れたことなどによる電子証明書暗証番号初期化・ロックの解除

▽一部制約のある業務

- ・マイナンバーカードの交付
- ・転入手続き後のマイナンバーカード継続利用
- ・マイナンバーカードの有効期間変更・特例期間延長
- ・一時停止解除

【問い合わせ先】

個人番号カード
コールセンター
☎0570-783-578

〈広告〉

障害のある方々の
就労を叶えます

実績多し!!

仕事 決まったよ!

今すぐお電話を!

0138-83-8018
080-1896-1077

jobsp.hirano@gmail.com

町内で訓練してます

障害者手帳、障害者基礎年金の証明書
自立支援医療受給者証をお持ちでない
方もお気軽にご相談ください。

障害者就労移行支援事業所
国館市深堀町1-7
ジョブシード 検索